

## ○ 介護サービス事業者協働化等促進事業費補助金 Q &amp; A

No.	区分	質問	回答
1	定義	本事業（介護サービス事業者協働化等促進事業費補助金）における『協働化』とは具体的にどのような取組ですか。	<p>厚生労働省の資料では、「協働化」とは、「複数の法人が組織的な連携体制を構築し、間接業務の効率化や施設・整備の共同利用、人材確保、人材育成、災害対応、地域貢献等を協働して実施していくこと。」とされています。</p> <p>具体的な取組例については、厚生労働省が発行している「介護現場の働きやすい職場環境づくりに向けた経営の協働化・大規模化事例集」等を参照するなどして、本事業の活用をお願いします。</p> <p>リンク<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-kyoudouka.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-kyoudouka.html</a></p>
2	補助採択	補助採択の基準や方針等はありますか。	補助採択にあたっては、複数の法人がどのように組織的な連携体制を構築し、協働化に取り組んでいくのか、また、本事業で取り組まれる人材確保や人材育成、間接業務の効率化などの各取組に関して、他事業所等の参考となる先駆的・モデル的な取組かどうか、複数の協働化の取組を行っているかなどを勘査し、予算の範囲内で行います。
3	提出書類	事業者グループの協働化に関する規約や協定書、覚書等は必要ですか。	<p>本事業の採択の判断にあたって、事業者グループが組織的に連携体制を構築し、各取組等を協働でどのように実施することがわかる規約等が必要になります。</p> <p><b>※交付申請時に提出してください。</b></p>
4	提出書類	事業者グループの協働化に関する活動計画や活動状況がわかる資料等は必要ですか。	<p>本事業の採択の判断にあたって、事業者グループの協働化の活動計画などや取組状況等を把握するために必要となります。</p> <p><b>※交付申請時に提出してください。</b></p>
5	補助対象	補助事業は、交付決定後に事業開始するものと考えるが、本事業の場合、事業実施期間が極めて短期間となるため、交付決定前に複数法人の介護サービス事業所が協働して、合同研修会などを定期的に開催していた場合等を、補助対象経費と考えて良いですか。	本補助の補助対象者の要件（小規模法人を1以上含む、複数法人により構成される事業グループ等）を満たしており、補助対象経費に該当する取組を行っていた場合、交付申請時に「補助金交付決定前着手届」を提出いただくことにより、本年度内（令和7年4月以降）に実施した経費も補助の対象となります。
6	補助対象	補助対象者については、小規模法人が一つでも含まれていれば、その他の法人については規模の大きさは問わないですか。	お見込みとおりです。
7	補助対象	小規模法人の定義として、「1事業所又は1施設のみを運営するような法人等」となっているが、「等」とはどこまでの範囲ですか。	1法人2事業所以上でも、その法人の状況や道の予算執行状況等を踏まえ総合的に判断するため、別途、個別に相談願います。
8	補助対象	関連する法人のみ（グループ企業内の法人同士のみ）で事業者グループを組むことも可能ですか。	関連する法人のみで事業者グループを組んだ場合は、補助対象外となります。
9	補助対象	「事業者グループ」については、別の法人格を有する必要がありますか。	新たに法人格を取得する必要はありません。
10	補助対象	協働化をするにあたり、共同体であることを名乗るための登録や登記が新たに必要ですか。 何をもって、協働化を行うグループであることを挙証し確認することとなりますか。	共同体を名乗るための登録・登記は不要です。 なお、事業者グループが組織的に連携体制を構築し、各取組等を協働でどのように実施することがわかる規約等は必要になります。
11	補助対象	市町村が運営している地域包括支援センターと居宅介護支援事業所についても、補助対象となりますか。	補助対象となります。
12	補助対象	市町村は補助の対象者になりますか。	市町村が運営する介護サービス事業所が協働化の取組に参加していれば対象となります。
13	補助対象	みなし事業所を運営する法人は、対象となりますか。	補助対象となります。
14	補助対象	法人格を持たない訪問看護ステーション等は対象事業所に該当するか。	<p>介護保険サービスの指定には通常は法人格が必須であり、原則として個人で指定を受けることは出来ないものの、病院・診療所による訪問看護や通所リハビリテーション、介護療養型施設等の医療サービスについては、個人の設置による事業所の指定もあり得るため、事業者グループにそのような事業所が含まれていた場合も補助対象となります。</p> <p>なお、申請代表者は介護保険サービスを運営している法人を想定しているため、個人ではなく法人またはそれに準ずる組織体を代表してください。</p>

## ○ 介護サービス事業者協働化等促進事業費補助金 Q &amp; A

No.	区分	質問	回答
15	補助対象	申請代表者となる法人は、最も規模の大きい法人が担当することになりますか。	申請代表者となる法人については、事業者グループの法人間で協議の上、決定してください。 なお、申請代表者は、介護事業所・介護施設を運営する法人としてください。
16	補助対象	申請代表者とそれ以外の法人担当者は、それぞれどのような役割を担いますか。	申請代表者は、交付申請・実績報告などの書類の取りまとめや道への提出などといった役割を担います。 従って、申請書類の申請者は代表となる法人を申請者としてください。 それ以外の法人の役割については、本事業の実施にあたって、事業者グループの法人間で役割分担等について協議の上、決定してください。
17	補助対象	本補助金の対象期間は単年度を想定していますか。 システム導入等のイニシャルコスト（初期費用）と導入後のランニングコストが生じていく取組に係る対象経費は、どのように考えますか。	単年度補助事業であるため、基本的には初期費用が対象となり、ランニングコストが発生する取組については、本年度内分については認められます。 ※初期導入年度のランニングコストのみ対象。 なお、他事業により補助等を受けている場合は、本補助の対象となりません。
18	補助対象	共同発注により、購入した消耗品や備品等の品代は補助対象になりますか。	複数の法人が組織的な連携体制を構築し、共同発注を行うことによりコストダウンを図る体制・仕組みづくりに必要な経費は補助対象となりますが、物品等の品代は補助対象外となります。
19	補助対象	「協働化等にあわせて行うＩＣＴインフラ整備や老朽設備・備品の更新・整備に必要な経費」は、どのような経費が対象となりますか。	複数の法人が組織的な連携体制を構築し、間接業務の効率化や施設・設備の共同利用、人材確保、人材育成、災害対応、地域貢献等を協働して実施していくことにあわせて整備する機器や設備等を対象としてますが、機器等の整備により、協働化にどのように取り組む（取り組んでいく）のが重要になります。
20	その他	本事業実施後、協働化の取組状況等を報告する必要はありますか。	補助事業年度から3年間、事業効果等について道に報告していただきます。 また、本事業により実施した協働化の取組について、事例発表や参考となる資料提供をお願いする場合があります。
21	その他	本事業終了後に事業者グループを解散した場合、補助金を返還する必要がありますか。	交付要綱第6条（18）に該当する場合は、返還となります。
22	その他	次年度も補助事業を実施する予定ですか。 次年度も実施する場合、今年度補助の対象となった事業者グループについては、補助対象外となりますか。	国庫補助事業であり、次年度の実施予定については、現時点では未定です。 なお、今年度事業を実施した場合、次年度事業において対象外とするといった規程などは特に設ける予定はございません。